

令和8年度 部活動について

特別活動部

1.朝練習について

- (1) 週2回まで行うことができる。
- (2) 朝練習は7:30開門、8:00活動終了の原則を守り、顧問はその時間帯には必ず活動につくこと。また、顧問が鍵を手渡しできることが望ましい。
※「7時30分よりも早く登校しない・鍵を取りに来ないこと」を各部で徹底させる。
- (3) グラウンド/体育館/武道場の使用について、どの部活動がどの曜日に使用するか等は事前に決めておく。
〔管理責任者：グラウンド＝(谷口)／体育館＝(中田)／武道場＝(宮崎)〕
- (4) 生徒の体調管理を重視し、授業に支障のないように活動すること。
- (5) 式の日の朝練習は行わないこととする。
- (6) 1年生の朝練習参加については、1学期中間テスト後から可とする。

2.練習時間・休養日の設定について

- (1) 練習時間は平日2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- (2) 原則、毎週水曜日を休養日とし、朝練及び放課後の部活動は行わない。
- (3) 期末テスト最終日の放課後練習については行わない。
- (4) 土曜日と日曜日のどちらかを休養日とする。ただし、大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日も活動した場合は、他の曜日で週2日の休養日を確保する。
- (5) 3連休の場合は、1日は休養日とする。
- (6) 長期休暇でも、週に2日以上は休養日とする。
- (7) 休養日にはミーティングなどの活動もしない。
- (8) 中体連・京都府吹奏楽コンクール2週間前については、「繁忙期」とし、土・日曜日の2日にとり活動してもよい。ただし3時間程度という原則は守る。
- (9) 通常時での完全下校時間は17時とする。
- (10) 休日及び長期休暇期間の練習時間割(大会・練習試合は除く)
開門8:30 活動開始9:00 午前9:00～12:00
午後13:00～16:00 完全下校16:30

※夏休みの活動において熱中症などの対策として活動時間を上記以外に設定する場合

- ①事前に特別活動部に連絡し、全体に明らかにすること。
- ②顧問が必ずつくこと。
- ③活動時間は(1)に準ずること。
- ④上記の時間は基本であり、状況によって変更は可

3.活動時間の延長の時期等について

- (1) 原則、中体連主催の大会及び山城駅伝に向けて発足する駅伝部の活動を対象とする。
※他の大会等で延長を希望する場合は特別活動部に申し出ること。活動を認められた場合、職員室黒板に明記し、全体にわかるようにしておくこと。
- (2) 原則、大会1週間前から延長を認める。
- (3) 延長できる時間は、最長15分間とする。

4.定期テスト前の活動停止について

家庭学習の保障のため、定期テスト前は**原則4日間(学校登校日)**の活動を停止する。

5.部活動停止期間についての特例事項

定期テストや、行事による部活動停止期間も、次の場合は最小限度の部活動を可能とする。

- (1) 秋季府新人戦に出場する部活動
- (2) 陸上部の乙訓・山城大会、並びに駅伝練習
- (3) 定期演奏会前等の吹奏楽部
- (4) 上記以外については、特別活動部に申し出ること。活動を認められた場合、職員室黒板に明記し、全体にわかるようにしておくこと。

6.行事活動期間中(体育祭・文化祭)の朝練習は1に準ずる。

7.体育館及びプール下トイレの清掃については、体育系の部活動で調整する。

8.廃部について

- (1) 4月段階で部員のいない部活については、廃部について検討する。
→夏以降の新チーム体制時にレギュラーの人数に満たない場合は、他校との合同練習等を検討する。
- (2) 次年度の4月に募集しても、レギュラーの人数が集まらないときは廃部も検討する。

9.設置部以外の種目における対外試合(中体連)の参加及び選抜の練習について

- (1) 参加希望の申し出があったとき次のことを原則として対応する。
 - ①基本として参加できるように配慮する。
 - ②引率体制がとれない場合は、参加できないこともあり得る。
- (2) 可能性がありそうな場合は、早めに希望の有無を把握する。
- (3) 設置部がある場合は、部員以外は参加させない。
- (4) 選抜の練習(協会、連盟等主催)については保護者の了解のもと、個人参加とし、学校の部活動の練習時間には含めない。ただし、疲労等も考慮し、個別に別日に休養させる等の配慮はする。

10.引退後の生徒の部活動参加に関して

- (1) 平日の活動には、原則参加しない。ただし、セレクションや高校の部活動体験等で活動が必要な生徒は、顧問の先生に相談し、顧問が活動につくことを条件に参加することができる。その際、全体に明らかにしておくこと。
- (2) 卒業後の休日・長期休暇中の活動に関しては、顧問の先生と相談し、顧問が活動につくことを条件に参加することができる。
- (3) 朝練習には、いかなる条件であっても参加しない。

11.入部・退部について

- (1) 入部時は、入部届を入部式で(転部等で途中からの場合は顧問に)提出する。
- (2) 退部時は、退部届を顧問に提出する。